

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 17日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520740

研究課題名（和文） 中世後期スイス都市・農村関係における移動と統合

研究課題名（英文） The Transfer and the Integration in the Relations between Towns and Countrysides in Late Medieval Switzerland

研究代表者

田中 俊之（TANAKA TOSHIYUKI）

金沢大学・歴史言語文化学系・教授

研究者番号：00303248

研究成果の概要（和文）：本研究は、スイスの国家形成における特徴を中世後期の都市・農村関係に注目して考察したものである。スイスでは有力都市による領域形成が国家形成の土台となりえたが、その際、都市は農村領域をどのように統合しえたのか。本研究では、都市バーゼルによって統合された農村領域を対象に考察した。その結果、バーゼルは旧来の農民自治の構造をそのまま継承して領域形成の基盤としたこと、農民自治組織のあり方には旧ハプスブルク系貴族の影響力が強く働いていたことなどが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：I analyzed the characteristics of the state building in Switzerland from the perspective of the relations between cities and villages areas in the late Middle Ages. The formation of the territory by the leading cities could make up the base of the state building in Switzerland. Then, how could the cities integrate villages areas? This study focused on the villages areas integrated by the city of Basle. As a result, it became clear that the succession to the old structure of the autonomy of the peasants laid the foundation of the formation of the territory for Basle and that the autonomous organization of the peasants was under the great influence of the nobility who had had relation to the House of Habsburg.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：スイス・ドイツ中世史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：中世史，スイス，地域社会，紛争，統合，盟約者団国家

1. 研究開始当初の背景

スイスは、13世紀末から16世紀初めにかけて、中央山岳部のいわゆる原初三邦を中心に有力な都市（邦）や農村（邦）との種々の同盟関係を基盤に、それを拡大・膨張させてい

くことによって現在にまで至る国家的領域を形成しえた盟約者団国家である。王による「上から」の国家統一によっていち早く中央集権国家を形成しえたイングランドやフランスとも、また神聖ローマ帝国という軀のもとで領邦や都市国家の分立状態が19世紀に

至るまで全体的な国家統一を妨げたドイツやイタリアとも、国家形成のあり方において異なる道すじを示した点に、スイスの独自性がある。社会構造史家のペーター・ブリックレは1970年代以降、「ラントシャフト論」や「共同体主義論」を展開して学界に独自の地位を確立し、その後の中・近世史研究に大きな影響を与え続けたが、そのブリックレが一貫して評価する「下から」の共同体的国家形成のモデルにスイスは適合するといつてよい。しかし図式的なブリックレの持論は確かに「全体」を浮き彫りにするものの、それを支える「地域」の動態にまで目が届いていない。そこで、ヨーロッパ中世史研究において最重要テーマの一つであった都市・農村関係論の観点からスイスの国家形成の基盤をなした「地域」の動態を捉えることがブリックレの議論を継承・発展させていく上での課題であると認識し、本研究を着想するに至った。

2. 研究の目的

盟約者団国家の形成のプロセスは、有力な都市や農村それぞれによる邦すなわち領域の形成のプロセスと連動していたと見てよい。特にスイスにおいては、各邦による領域支配の形成を妨げるような強大な諸侯（領）が存在せず、各邦がそれぞれ内部に対し比較的安定した領域支配体制を確立しえたことが特徴として挙げられるべきである。その場合、例えば都市が周辺農村領域における諸々の支配権を獲得した際に、腐心すべきは農民に対しいかに実効的な支配を及ぼすことができるかという点にあったろう。特に15世紀において農民自治が進展・成熟していた地域の場合、確立された農民自治の構造・組織をいかに統合・再編していくかが、領域支配形成にむけた都市自身の課題たりえた。本研究では、15世紀後半のスイス北西部の大都市バーゼルとその南東部に広がる農村地域を対象に、都市が領域支配形成の過程で農民に対する実効支配をどのように確立しようとしたのかを、地域における秩序形成のあり方と地域における権力構造との相互関係をふまえて考察することをめざした。（当初は、都市・農村関係論という観点のもとで、さまざまな社会集団が絶え間なく移動する社会を統合の観点から浮き彫りにすることを念頭においていたが、史料的制約からそれを断念し、移動を支配権の移転と読み替えた。）

3. 研究の方法

本研究では、未刊行史料の解説・分析を中心に上記の課題へのアプローチを試みた。最も精力を傾けたのは、シスガウ・ラント裁判で扱われた1460年および1463年の裁判の記

録の解説と分析である。15世紀のスイス北西部では、ラント集会（ラント裁判）が一村落を超えて地域における農民の自律的裁判組織として形を整えつつあり、15世紀のシスガウ・ラント裁判区におけるラント裁判は富裕な有力農民層からなるいわば農民エリート主導下で機能していた。したがってラント裁判の考察という方法はまず、地域共同体としての農民の自律性のあり方を明らかにする上で有効な手段であるといえる。またラント裁判の考察は、都市の領域形成に関しても重要な視点を提供してくれる。14世紀以降、スイスの有力都市の多くは周辺農村領域に対し、さまざまな支配権の獲得を通じて独自に領域形成、領域支配政策を展開した。バーゼルもまた1400年以降、領域形成に乗り出したが、とりわけ1461年に都市南東方向に広がるシスガウ・ラントグラフシャフト（裁判区）を抵当購入したことが、その後の領域形成の画期をなしたと考えられる。1501年にバーゼルは盟約者団に加盟したが、その背景として15世紀後半のプロセスはきわめて重要であったろう。しかし単に支配権の獲得が領域形成の基盤になりえたのではなく、獲得した地域をいかに実効支配できるかが、盟約者団加盟の前提としての領域形成の基盤として重要であったと思われる。そしてその実効支配にとっては、地域に根ざした既存の自律的組織の存在が領域形成の基盤として大きな意味をもちえたであろう。その意味で、地域社会においてラント裁判を核とした農民の自律的共同体の形成は、都市の領域形成にとっての重要な契機をなしたと考えられる。そうした点で、ラント裁判のプロセスを分析するという方法は、都市・農村関係論の観点からスイスの国家形成の基盤をなした地域の動態を捉えるという本研究の目的に適っており、とりわけ1460年および1463年の裁判記録の分析は、あいだに1461年のバーゼルによるシスガウ・ラントグラフシャフト購入に伴う支配権の移転が挟まっていることにより、農民による自律的組織の存続に関して、また地域秩序の形成をめぐる変化のありようと地域における権力構造との相互関係に関して、より有意義な情報を与えてくれるといえる。

4. 研究成果

1460年および1463年のラント裁判記録は、シスガウ・ラント裁判区内の一村落シーサハで1460年に起こったイムリ紛争と呼ばれる村落内紛争の記録である。シーサハの一粉屋が商売道具として所持していたイムリ（おもにスイス北西部でそう呼ばれた穀物計量枡）に偽造の疑いがかけられ、それを押収した村落フォークト（役人）を粉屋が告訴したため、

ラント裁判の場で争われることになった。公判は計四回開かれたが、そのうち第一回から第三回までは1460年に集中的に、第四回のみ1463年に開催された。原史料は、バーゼル農村邦国立公文書館(Staatsarchiv des Kantons Basel-Landschaft)所蔵の古文書 Altes Archiv (略号 AA) の AA1010 Akten, Lade L.11, Bd.214, Nr.7 の一部分である。本研究ではまずこの原史料の翻刻・活字化と解題を試み、分析の準備作業とした。

分析の結果は下記のとおりである。なお、1460年、1463年のラント裁判記録の分析の結果は(1)として、さらにバーゼルの領域支配形成とシスガウ・ラント裁判区における農民自治組織との関係について15世紀末までを射程に分析した結果は(2)として整理した。

(1) 村落社会における農民の行動規範、地域社会における秩序の基準、地域秩序と地域の権力構造との不可分の関係、以上の三点が要点である。

① まず、1460年の裁判記録において、有力農民が務める裁判長のもとで確認されたのは、村落社会において「正義」、「公正」、「責任」、「名誉」などのモラルが農民の行動規範として重視され、それらの規範を損なう行為は「不正義」、「不公正」を示すものとして糾弾の対象となり、自ら犠牲を払ってでも損なった相手にそれらを回復、償還すべきと認識されていたということである。それに加えて「必要」の概念もまた「正義」と同様の、あるいはそれに優先する行動規範としての位置づけを与えられ、重んじられていたといっよい。これらの諸観念は、村落における自律的な秩序維持にとって最も基本的かつ重要な価値とされたのである。また風評は、村落社会における負の価値として社会に注意を促した。責任の所在が不明確な風評は、個人の名譽を容易に損ないうるものであるとともに、村落社会の秩序、あるいは村落にとどまらない地域の秩序を攪乱する危険をはらんでいたことを再認識させたのである。

② 次に、イムリが偽造か否かをめぐるとの問題に関して、裁判では偽造を疑われた原告は都市ラインフェルデン(シスガウ・ラント裁判区の領域外のライン川沿岸に位置するハプスブルク家支配下の首邑都市)に正否の基準を求め、裁判区内の諸村落から集まった証人たちもまたラインフェルデンに照会することの妥当性を認識していた。このことは、度量衡の問題についてあるべき秩序が一村落を超えて地域全体の問題として認識されていたことを意味している。その際、ラインフェルデンが仮に秩序の基準を示すことができなかつた場合でも、地域の有力者がそれに保証を与えることによって担保されるということをも周知させた。すなわち、地域秩序のあり方を裁判区民全体に再認識させる上

で大きな役割を果たしたのは、ここでは、騎士やユンカーの称号をもつルンス家、バルトエック家など、ハプスブルク家との結びつきを有する在地の有力貴族であった。しかもこれら在地貴族によってなされた保証は、このラント裁判において結果的には原告側の有利に作用する働きをしたのであった。

③ さらに、イムリ紛争のプロセスは、地域秩序の形成のあり方と地域の権力構造との不可分の関係をも浮き彫りにした。ラント裁判のプロセスにおいて、村落シーサハの領主(エプティンゲン家)が被告(村落フォークト)側の証人として登場するが、領主が主張したのはラント裁判の無効と領主裁判の有効性であった。その背景には、エプティンゲン家と、ラント裁判の名目的な主宰者であったファルケンシュタイン家とのあいだで長年にわたって繰り広げられていた上級・下級裁判権の帰属をめぐる争いがあったと考えられる。別の史料からは、上記のルンス、バルトエックがファルケンシュタイン家の代理人としてハプスブルク家主宰の宮廷裁判に関与し、エプティンゲン家に敵対していたことが読み取れる。両者のラント裁判外での対立は、このラント裁判においても原告側にルンス、バルトエックを、被告側にエプティンゲンを支持者として擁する形となるなど、ラント裁判のプロセスにも大きな影響を及ぼす結果になったと見るべきであろう。こうしてラント裁判は、本来の当事者間の争いとどまらず、在地の貴族レベルの対立がラント裁判の行方をも左右するほどの影響力をもつなど、農民の自治組織と地域の権力構造との相互関係をも反映する舞台となりえた。

(2) 15世紀においてシスガウ・ラント裁判は、実質的には裁判区内の諸村落からの代表によって構成される、農民の自律的裁判組織であったが、1463年のラント裁判記録を含め関連する史料を15世紀末までたどると、次の点が見えてきた。

① 1461年にファルケンシュタイン家がシスガウ・ラントグラーフシャフトをバーゼルに売却したことによる支配権の移転は、従来のラント裁判の構造に何らの変化ももたらさなかつた。ラント裁判における農民の自治組織としての機能は、バーゼルのもとでも維持されたのである。その内部構造もまた少なくとも15世紀末まで変わることなく存続したといえる。

② 例えばバーゼルと村落領主との紛争の仲裁裁判においても、ラント裁判で重要な役割を果たした有力農民がバーゼル側の仲裁者として登場するなど、裁判区内の有力農民はラント裁判以外の場においても重責を担うことがあった。このことは、ラント裁判を通じて有力農民とバーゼルとのあいだに密接な結びつきが形成されていたことを窺わ

せる。

③ シスガウ・ラント裁判の無効を主張していた村落領主（エプティンゲン家）もまた、1470年代には自身の抱える難題に関してラント裁判への依存を強め、ラント裁判に「正義」の実現を託している。ラント裁判の地域平和における重要性が高まり、そのことが広く認識されるようになったと考えられよう。

以上を要するに、在地貴族（ファルケンシュタイン家）に代わって新たにシスガウ・ラントグラーフシャフトを掌握したバーゼルにとって、実効的な領域支配を確立するための手段は、既存のラント裁判の構造を継承し、それを担う農民自治の枠組みを利用することであつたらう。一般に土着の農民による抵抗はしばしば領域支配形成を妨げる要因となりえたため、バーゼルはそれを回避しようとしたと考えられる。バーゼルは農民の自治組織との結びつきを密に保つことを通じて、安定した領域支配体制を円滑に確立しようとしたのである。その結果、敵対的な村落領主をも場合によっては従属させるほどに、上級領主としてのバーゼルと地域農民との結びつきは強まり、そのもとでラント裁判は地域における正義の担い手として平和維持に貢献したと考えられる。バーゼルにおける「統合」の特色がここにある。盟約者団国家スイスは、盟約者たる都市や農村それぞれの領域支配形成の集合体として一つの国家の体をなした。ブリックレがいうように、スイスが広域的に完結した平和空間を形成しえたのだとすれば、それはそれぞれの地域における個々の平和空間の創出が基盤となったであろう。そして地域平和の実現は、多様な権力関係のもとでいかに実効的な領域支配体制を構築できるかにかかっていたのであり、バーゼルにおいては既存の体制を維持しつつ、地域住民との連携が功を奏したというべきであろう。

以上の成果にはまず、従来型の都市・農村関係論を国家形成論に結びつけることによってブラッシュアップしたという意義がある。これまで都市・農村関係論は中世都市成立論の観点から特に中世前期・盛期に主眼をおいていたが、焦点を中世後期にずらすことにより、ヨーロッパの国家形成のあり方との相互関係を解明する議論へと射程を広げたといえる。とりわけ本研究では都市・農村関係論をスイスの国家形成のあり方に結びつけたことにより、国内外の研究者に影響力の強いブリックレの議論を、スイスの国家形成における構造的背景の解明という点から補強しえたという意義がある。成果のうち、特にイムリ紛争の原史料の翻訳・活字化と解題については、「15世紀後半北西スイスのラント裁判史料（その1）—イムリ紛争：第1回公判，第2回公判，第3回公判—」，「15世紀

後半北西スイスのラント裁判史料（その2）—イムリ紛争：第4回公判，*primus*，*secundus*—」として発表し、バーゼル農村国立公文書館においても高評価を得た。

本研究が明らかにしたことのひとつとして、ハプスブルク系の在地貴族の役割について挙げるができる。ラント裁判のプロセスをたどることにより、地域秩序に関してラント裁判の行方をも左右するほどに彼らがシスガウ・ラント裁判区の農民自治組織と一定の関係を維持し、そのなかで影響力を及ぼしていた様態を確認することができた。本研究では、こうした状況を、15世紀のスイスにおけるハプスブルク家の影響力の衰退という通説的理解に対し、批判の証左として提示できると見込んだ。今後は通説に対するこの批判的論点を検証していくことが課題となる。ルンス、バルトエックらハプスブルク系の在地貴族は15世紀後半においてハプスブルク家の影響力を体現していたのか、それともすでにハプスブルク家の影響外で在地貴族としての独自の地位を築いていたのか。次の研究では、15世紀のスイス盟約者団形成過程におけるハプスブルク家、在地貴族の役割について考察を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

- ① 田中俊之「都市の領域支配形成と農民自治の構造—15世紀後半のバーゼルを例に—」『新しい歴史学のために』，査読有，281，2012，11頁～24頁
- ② 田中俊之「15世紀後半北西スイスのラント裁判史料（その2）—イムリ紛争：第4回公判，*primus*，*secundus*—」『金沢大学歴史言語文化学系論集〔史学・考古学篇〕』，査読無，4，2012，141頁～222頁
- ③ 田中俊之「中世末期スイス北西部のラント裁判におけるコミュニケーション—イムリ紛争に見る地域社会の自律性と秩序形成—」『比較都市史研究』，査読有，30-1，2011，27頁～43頁
- ④ 田中俊之「15世紀後半北西スイスのラント裁判史料（その1）—イムリ紛争：第1回公判，第2回公判，第3回公判—」『金沢大学歴史言語文化学系論集〔史学・考古学篇〕』，査読無，3，2011，165頁～256頁

〔図書〕（計2件）

- ① 田中俊之「ラント裁判記録の解読と分析—15世紀北西スイス農村部の地域秩序とその変化—」東田雅博・安部聡一郎編

『歴史学の可能性』（田中昭文堂印刷，
2012）71 頁～87 頁

- ② 田中俊之「15 世紀北西スイスの都市・領
主・農民—バーゼルの領域形成をめぐる
権力関係—」踊共二・岩井隆夫編『スイ
ス史研究の新地平—都市・農村・国家—』
（昭和堂，2011）142 頁～162 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中 俊之 (TANAKA TOSHIYUKI)
金沢大学・歴史言語文化学系・教授
研究者番号：00303248